

事務連絡
令和3年10月4日

管内宅地建物取引業団体 ご担当者 様

国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課長
国土交通省中部地方整備局 建政部 住宅整備課長

第10回 中部ブロック居住支援に係る勉強会（動画ライブ配信）
貸し手と借り手の本音から考える「住まいと支援の届け方」の開催について

日頃より、住宅行政の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北陸地方整備局及び中部地方整備局では、住宅行政と福祉行政の緊密な連携の下、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち住宅の確保や生活に配慮を要する方々に対して、入居支援及び入居後の生活の安定や自立の促進に向けたセーフティネット機能の強化を図るため、「中部ブロック居住支援に係る勉強会」を東海北陸厚生局、中部地方更生保護委員会、名古屋矯正管区と連携して開催しております。

このたび、第10回勉強会を下記のとおり開催いたします。是非ご参加頂きますとともに、会員の皆様に対して勉強会開催の周知をお願いいたしますようよろしくお願い申し上げます。なお、本勉強会は新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からオンラインでの開催とさせていただきます。

記

1. 開催日時：令和3年10月21日（木）14：00～16：30

2. 開催方法：YouTubeによるライブ配信

※事前に視聴を希望された方に対して限定配信をいたします。

※参加希望者には事前に配信用URLを送付いたしますので、視聴環境（セキュリティ等の解除等）の調整をお願いいたします。

3. 参加対象者：行政職員（住宅部局・福祉部局、再犯防止部局）、社会福祉協議会職員、不動産関係者、福祉関係者、矯正・保護関係者、居住支援法人等

※居住支援に関心のある方又は団体であればどなたでもご参加いただけます。

4. 開催内容（予定）：①趣旨説明

②居住支援クロストーク

「住まいと支援の届け方」をテーマに3人のゲストによる鼎談。

今回は住まいの「貸し手」である不動産事業者と「借り手」の支援者の本音を語っていただきます。そのうえで、それぞれの立場から「住まいと支援」について考え、これからの居住支援としての「届け方」のヒントを探っていきます。

○ゲスト

公益社団法人 愛知共同住宅協会	杉本 みさ紀 氏
株式会社エイブル	土方 循敬 氏
住まいサポートなごや	柳田 智美 氏

※別紙議事次第（案）参照のこと

5. 参加申込み期限

令和3年10月14日（木）17：00まで

6. 参加希望登録及び問い合わせ先 ※必ず2名宛てに送付をお願いします。

別添「③参加希望登録票」を以下の担当までメールでご提出下さい。

中部地方整備局 建政部 住宅整備課 TEL:052-953-8574

木下：kinoshita-k85aa@mlit.go.jp

阿部：cbr-jyutaku@mlit.go.jp

7. その他

- ① 過去の勉強会に参加されていなくても、ご関心のある方は是非ご参加下さい。
※北陸地方整備局管内のうち、東海北陸厚生局管内である富山県・石川県及び各県内の市町村等にも本勉強会にご参加いただけます。
- ② 勉強会当日の質疑は、勉強会当日に受付いたします。参加者には、後日、質問用フォームを送付いたしますのでそちらからご質問ください。
- ③ 勉強会の視聴にあたっては、個人での視聴も可能ですが、住宅部局と福祉部局、民間の居住支援関係者が集まって視聴するなど、各関係者の連携の場として活用いただけると幸いです。
- ④ 勉強会資料については、勉強会前日までに中部地方整備局のHPに掲載いたします。過去の資料についても掲載しておりますので、ご参照ください。

https://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/con02_benkyoukai/index.html